



平成 25 年 11 月 18 日

各 位

名古屋市昭和区鶴舞二丁目 17 番 17 号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代 表 取 締 役 榑 原 暢 宏
(コード番号：2453 東証・名証 第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 鈴 木 良 夫
電 話 番 号：052-883-0850

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 18 日の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本自己株式の処分の目的】

当社グループは「困っている人を助ける」という経営理念に基づき、既存事業の強化と新たな成長基盤の確立に取り組んでまいりました。平成 25 年 2 月には、株式会社バイノスを子会社化し、平成 25 年 9 月期第 2 四半期より環境メンテナンス事業を開始いたしました。同事業においては、主に当社が発見した新種の微細藻類「バイノス」^{(注) 1}を使用した排水・廃液及び廃棄物処理、道路等の除染作業等の事業を展開しております。

「バイノス」を使用した除染作業は、既存の事業に比べ放射性物質を効率的に取り込み、除染後の廃棄物を減量化できる等の特性を持ち、放射性物質を含んだ除染排水処理における実績も有しております。同社の道路除染工法は、当社グループ所有の路面洗浄車両に「バイノス」を使用した水処理設備を搭載し、洗浄水の連続浄化・再利用を可能にすることで作業時間の大幅な短縮を実現しており、主として福島県の地方自治体等から高い評価を受けております。

このような状況の下、当社グループは政府が推進する迅速かつ着実な除染の担い手となるため、自己株式の処分による調達資金を道路除染に必要な除染作業用特殊車両等の追加購入及び「バイノスブロック」^{(注) 2}等の製造費用にかかる前渡金等に充当し、「バイノス」を活用した除染事業を推進する予定であります。

当社グループは、被災地の早期復興に貢献するため、今後も環境メンテナンス事業に一層注力してまいります。

(注) 1 株式会社バイノスが発見したトレボキシア藻綱・パラクロレラ属の新種の微細藻類

2 バイノスの乾燥粉末を主成分とした吸着沈殿剤

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- | | | |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式 | 49,825株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年11月26日（火）から平成25年11月29日（金）までの間のいずれかの日（以下、「処分価格等決定日」という。）に決定する。 | |
| (3) 募集方法 | 一般募集とし、大和証券株式会社、野村證券株式会社、SMBC日興証券株式会社、東海東京証券株式会社及び株式会社SBI証券（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 | |
| (4) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 | |
| (5) 申込期間 | 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。 | |
| (6) 払込期日 | 平成25年12月3日（火）から平成25年12月6日（金）までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の5営業日後の日とする。 | |
| (7) 申込株数単位 | 1株 | |
| (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。 | | |
| (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | | |

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- | | | |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------|
| (1) 売出席株式の種類及び数 | 普通株式 | 7,470株 |
| (2) 売出席人 | 大和証券株式会社 | |
| (3) 売出席価格 | 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出席価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一の金額とする。） | |
| (4) 売出席方法 | 大和証券株式会社が、一般募集の需要状況等を勘案し、7,470株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出席を行う。 | |
| (5) 申込期間 | 一般募集における申込期間と同一とする。 | |
| (6) 受渡期日 | 一般募集における払込期日の翌営業日とする。 | |
| (7) 申込株数単位 | 1株 | |
| (8) 売出席価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。 | | |
| (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | | |

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出席目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 7,470株
- (2) 払込金額の決定方法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 割当先 大和証券株式会社
- (4) 申込期日 平成25年12月18日（水）
- (5) 払込期日 平成25年12月19日（木）
- (6) 申込株数単位 1株
- (7) 上記（4）記載の申込期日までに申込みのない株式については、処分を取り止める。
- (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (9) 前記各号については、本自己株式の処分の払込金額の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、7,470株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成25年11月18日（月）の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式7,470株の第三者割当による自己株式の処分（以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。）を平成25年12月19日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成25年12月16日（月）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当による自己株式の処分に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	57,295株	（平成25年11月18日現在）
(2) 一般募集による処分株式数	49,825株	
(3) 一般募集後の自己株式数	7,470株	
(4) 第三者割当による処分株式数	7,470株	
(5) 第三者割当後の自己株式数	0株	

(注) 上記(4)及び(5)は前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額合計上限4,329百万円について、当社グループの環境メンテナンス事業において展開している東日本大震災後の除染事業を推進することを目的として、1,934百万円を平成27年10月末までに当社連結子会社であるJBR Leasing株式会社への投融資資金に、1,060百万円を平成27年10月末までに当社連結子会社である株式会社バイノスへの投融資資金に、残額を平成27年9月末までに借入金の返済に充当する予定であります。

JBR Leasing株式会社は、当社からの投融資資金の全額を平成27年10月末までに除染作業用の車両運搬具の追加投入にかかる設備投資資金に充当する予定であります。

株式会社バイノスは、当社からの投融資資金のうち、500百万円を平成26年9月末までにバイノスを利用したバイノスブロック等の製造にかかる前渡金に、500百万円を平成26年9月末までに除染作業の受注増加に伴う外注費にかかる運転資金に、60百万円を平成27年10月末までに除染作業用の高圧洗浄機等の工具、器具及び備品にかかる設備投資資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備計画の内容については、平成25年11月18日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月日		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
JBR Leasing 株式会社	本社 (名古屋市 昭和区)	自動車 賃貸事業	車両運搬具	1,934,000	—	増資資金	平成26年 6月	平成27年 10月	—
株式会社 バイノス	本社 (千葉県 柏市)	環境メンテ ナンス事業	工具、器具 及び備品	60,000	—	増資資金	平成25年 12月	平成27年 10月	—

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力は算定が困難なため、記載を省略しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を設備投資に充当することにより、今後の収益基盤の拡大等を通じて、企業価値の向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、長期的かつ総合的な株主利益の向上を図り、期末配当と中間配当の年2回の剰余金の配当を行うことを利益配分に関する基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定にあたっては、経営基盤の安定と将来の事業展開に必要な加盟店ネットワークの増強を図り、生活関連ビジネスの新規開拓及び会員事業の拡大等の推進を総合的に勘案し、株主への利益還元を実施してまいります。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、顧客ニーズの変化等に対応するため、企業体質の強化及び新規事業の育成を目的とした積極的な事業投資に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年9月期	平成24年9月期	平成25年9月期
1株当たり連結当期純利益	6,436.89円	4,069.87円	6,462.14円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	1,500.00円 (500.00円)	1,500.00円 (500.00円)	1,500.00円 (500.00円)
実績連結配当性向	23.3%	36.9%	23.2%
自己資本連結当期純利益率	16.5%	9.4%	14.1%
連結純資産配当率	3.8%	3.5%	3.3%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
5. 平成25年9月期の数値は、未監査の財務諸表に基づいております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、旧商法及び会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりであります。なお、平成25年9月30日現在の発行済株式総数（69,003株）に対する下記の交付株式残数合計の比率は2.1%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

新株予約権（ストックオプション）の付与状況（平成25年9月30日現在）

決議日	交付株式残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成16年9月14日	561株	83,334円	41,667円	自平成18年9月14日 至平成26年9月13日
平成16年9月14日	96株	83,334円	41,667円	自平成16年9月14日 至平成26年9月13日
平成17年12月27日	802株	240,000円	120,000円	自平成20年3月10日 至平成29年12月28日

(注) 当社は、平成25年10月1日付で1株につき5株の割合で株式分割を行っております。交付株式残数、新株予約権の行使時の払込金額及び資本組入額は、当該株式分割前の株式数又は金額を表示しております。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年9月期	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期
始 値	70,300円	70,700円	78,200円	77,000円
高 値	89,800円	86,000円	459,500円 □82,300円	85,500円
安 値	61,500円	69,000円	74,500円 □74,300円	64,400円
終 値	71,400円	78,100円	77,700円	77,000円
株価収益率 (連結)	11.1倍	19.2倍	60.1倍	一倍

- (注) 1. 平成26年9月期の株価については平成25年11月15日現在で表示しています。
2. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものです。
3. 当社は、平成25年10月1日付で1株につき5株の割合で株式分割を行っております。□印は、株式分割による権利落後の株式会社東京証券取引所における株価を示しております。
4. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益(平成25年9月期の数値は未監査)で除した数値です。なお、平成25年9月期の株価収益率(連結)は、当該決算期末の1株当たり連結当期純利益を5で除した数値を使用しています。また、平成26年9月期については未確定のため表示していません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である榊原暢宏は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当による自己株式の処分及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。